

# 草津市協働のまちづくり条例

---

## 逐条解説



草津市まちづくり協働課

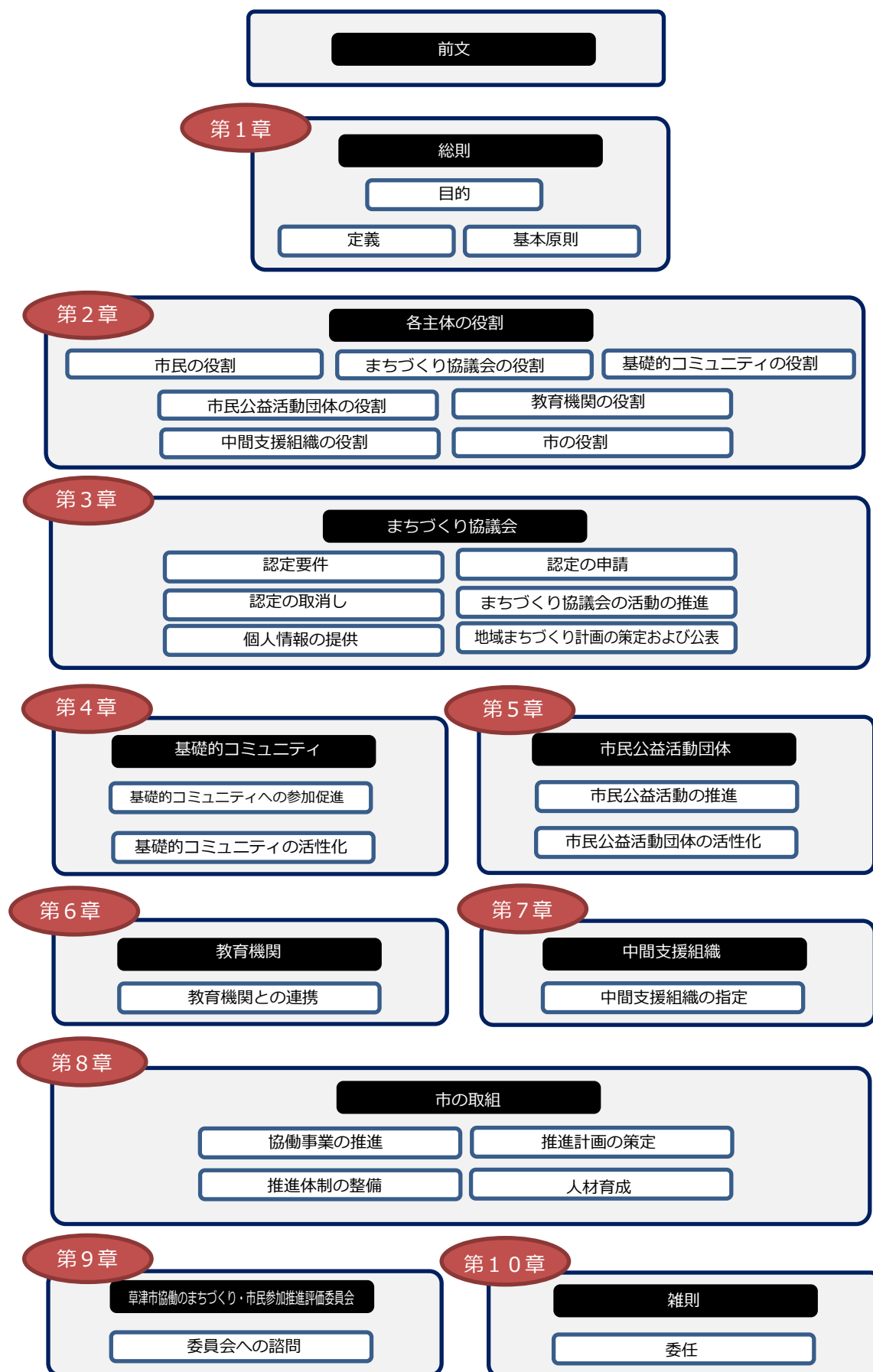
平成26年4月

# 目 次

---

|                                        |           |
|----------------------------------------|-----------|
| 全体構成                                   | P.1       |
| 前文                                     | P.2       |
| 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）                  | P.3～P.7   |
| 第 2 章 各主体の役割（第 4 条－第 1 0 条）            | P.8～P.12  |
| 第 3 章 まちづくり協議会（第 1 1 条－第 1 6 条）        | P.13～P.19 |
| 第 4 章 基礎的コミュニティ（第 1 7 条・第 1 8 条）       | P.20～P.21 |
| 第 5 章 市民公益活動団体（第 1 9 条・第 2 0 条）        | P.22      |
| 第 6 章 教育機関（第 2 1 条）                    | P.23      |
| 第 7 章 中間支援組織（第 2 2 条）                  | P.24      |
| 第 8 章 市の取組み（第 2 3 条－第 2 6 条）           | P.25～P.26 |
| 第 9 章 草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会（第 2 7 条） | P.27      |
| 第 1 0 章 雑則（第 2 8 条）                    | P.28      |
| 付録                                     | P.29～P.49 |

# 全 体 構 成



## 前文

草津市自治体基本条例では、わたしたちがまちづくりの主体として自らが必要と考えるまちづくりに協働して取り組むこととしています。多様化していく地域課題を解決し、住み良いまちを築いていくためには、これまで以上に、それぞれの責任を自覚するとともに、役割を分担しながら協働してまちづくりを行わなければなりません。

住み良いまちは、地域や世代を超え、わたしたちそれぞれが互いに力を合わせ、未来へとつなげるための努力により実現できるものであり、ここに協働によるまちづくりを進めることへの決意を込め、草津市協働のまちづくり条例を制定します。

### 解 説

前文は、条例制定の背景や基本的な考え方、決意などを明らかにするために置くものとされており、本項では、協働によるまちづくりをすすめる決意等を簡潔に表現しています。本条例でいう「まちづくり」とは、道路や河川などの外形的なまちなみの整備だけではなく、防災、福祉等の地域の課題にみんなで取り組むというような、いわば、「まちをよくするためのさまざまな活動」を指しています。（自治体基本本条例逐条解説 第24条参照）

第1段落では、※<sup>1</sup>草津市自治体基本条例（平成24年4月1日施行）の前文を引用し、この条例が自治体基本条例の流れを汲んでいること表しています。ここでいう「わたしたち」とは、市民・議会・市長のことを指しており、「いてよかった」と実感できるまちをつくるために、わたしたちはまちの一員として、自ら必要と考えるまちづくりに協働で取り組むこととしています。

多様化していく地域課題を解決し、住み良いまちを築くためには、それぞれの主体が自主的なまちづくりを進めつつ、単独で解決できない課題については、協働で解決を図る必要があります。地域課題は、今後一層、高度化、複雑化することが予想されますので、今まで以上にそれぞれの連携を深めなければなりません。

第2段落では、住み良いまちは、わたしたちが地域や世代を超えて、みんなでまちづくりを行うことで実現できるものであることを、未来という言葉を使いながら前向きに表現しています。

※<sup>1</sup>草津市自治体基本条例

草津市が目指す自治の姿、市政運営やまちづくりを進めるための基本的な考え方、市民・議会・市長がどのような役割を担い、どのような方法で市政運営やまちづくりに取り組むのかといった基本原則を定める条例。

## 第1章 総則

---

### 目 的

第1条 この条例は、協働によるまちづくりの基本原則および基本的事項を定めるとともに、市民および市の役割を明らかにし、それぞれが自主的なまちづくりに取り組み、協働によるまちづくりを推進することで住み良いまちの実現を図ることを目的とする。

### 解 説

本条では、協働によるまちづくりをすすめるうえでの考え方や、ルールをこの条例で定めることを示しています。

市民および市が役割分担を行い、それぞれが自主的なまちづくりを行った上で、単独で解決できない課題については、協働の取り組みによりまちづくりをすすめることで、地域課題の解決を図り、すべての人が支え合いながら安心して生活を営むことができる地域社会の実現を目指します。

### 定 義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 共通の目的を実現するために、市民と市民が、または市民と市が責任および役割を分担し、相互の信頼および理解のもと、互いの特性および能力を持ち寄って連携し、および協力することで、単独で取り組むよりも大きな成果が期待される取組をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。
- (3) まちづくり協議会 基礎的コミュニティ等を中心とし、概ね小学校区（以下「区域」という。）を範囲として設置される区域を代表する総合的な自治組織であって、第11条第1項で認定されたものをいう。
- (4) 基礎的コミュニティ 町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された自治組織をいう。

- (5) 市民公益活動団体 不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に活動を行う営利を目的としない団体をいう。
- (6) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学その他の学校および同法第124条に規定する専修学校をいう。
- (7) 中間支援組織 まちづくりを活性化させるために必要な支援を行うとともに、市民と市民または市民と市の間に立って協働によるまちづくりを推進する組織をいう。

## 解 説

(1) 協働とは、共通の課題解決のため、単に連携、協力するだけで終わりというのではなく、最終的には成果を生み出すことが期待される取組みです。市民と市民、市民と市というように、その組み合わせは、様々ですが、それぞれの主体が単独では解決できない問題、または連携したほうがより良い成果を期待できる問題については、協働の取組みによって解決を図ることが有効です。

(2) 地域の問題を解決するためには、草津市に関係する多様な人の力を合わせ、解決を図る必要があることから市民を広く捉え定義しています。

この市民には、後述するまちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、中間支援組織、教育機関も含まれています。

(3) まちづくり協議会は、地域の課題を解決することを基本とした地域住民主体の自治組織です。まちづくり協議会には、地域を代表する総合的な自治組織として市と連携し、地域の課題解決を行うことが期待されています。まちづくり協議会は、地域を代表する組織であることから、同様の組織が同区域内に存在しないこと、対象地域の地域住民全員に参加の機会を保障していることが必要です。

地域のまちづくりは、コミュニティの形成が可能な範囲、住民同士顔が見える範囲、つまり小学校区単位で行われることが理想であるため、まちづくり協議会の範囲は、「概ね小学校区」としています。ここで、まちづくり協議会の範囲を「概ね」としているのは、現在、草津市において小学校区と地域のコミュニティ活動の範囲が一部の学区で異なっていることを考慮したためです。

なお、条例第11条第1項には、まちづくり協議会として認定されるための要件が定められていますので、詳しくは、まちづくり協議会の章（P. 13）を参照して下さい。

(4) 基礎的コミュニティとは、町内会、自治会を中心とする地縁に基づく各種団体のことをいいます。

地域には、町内会や自治会の他、自主防災組織や老人クラブ、子ども会など様々な団体が地域課題の解決に当たるため活動されています。こうした面識のある関係に裏付け

られた、地域住民の自主的な意志に基づいて結成された団体を基礎的コミュニティと定義します。

- (5) 市民公益活動団体とは、特定の課題解決に向け、自発的、自主的に取り組むとともに、組織的かつ継続的に活動する団体のことをいい、法人格の有無は関係ありません。

ここでいう「不特定多数のものの利益の増進に寄与する」とは、「公益」を意味しています。公益は、社会全体の利益を目指すため、「私益」（個人の利益）や「共益」（特定の範囲、特定の対象に向けられた利益）とは、一線を画し、受益の機会が一般に開かれているかどうかを判断の基本とします。

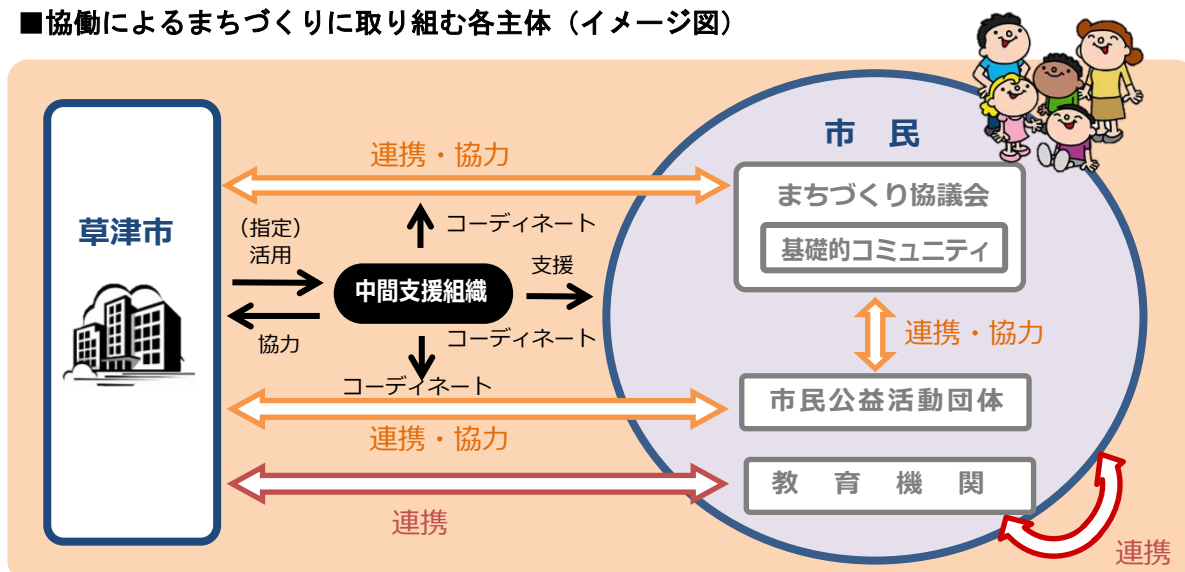
また、非営利とは、収益（売上）をあげてはいけないということではなく、事業で利益（売上－原価）が発生した場合には、それを団体の公益的目的を達成するための活動に使い、役員、会員といった構成員に分配しないということを意味します。なお、市民公益活動団体は、無償のボランティアだけでなく、有給スタッフを抱えることもあり、そうしたスタッフに決まった給料を払うことや、一定の役員に決まった役員報酬を支払うことは問題になりません。

- (6) 教育機関とは、草津市に関わる幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学などの学校を指します。

教育機関は、その学術的資源、人的資源を活用し社会貢献活動を実践するだけでなく、様々な主体と連携し、まちづくりに取り組まれています。教育機関のまちづくりへの関わりは、本市にとって欠かせないものとなっており、今後一層の地域への関わりが期待されていることから、協働によるまちづくりを担う主体として位置づけ、定義します。

- (7) 中間支援組織とは、まちづくりを活性化させるために組織が持つノウハウ、情報、ネットワーク等を活用し、まちづくりに取り組む各主体の活動を支援する組織のことをいいます。市民と市民、市民と市などの間に立って、各主体の連携を促進するコーディネート役を務めることも中間支援組織の重要な役割の一つです。

#### ■協働によるまちづくりに取り組む各主体（イメージ図）





## 基本原則

第3条 協働によるまちづくりは、自助・共助・公助の考え方を踏まえ、次に掲げる事項を原則として推進するものとする。

- (1) 互いを対等なパートナー（協働の相手方をいう。以下同じ。）として尊重すること。
- (2) 自主性を尊重し、および自立した関係を保つこと。
- (3) それぞれが持つ理念および特性を理解し合うこと。
- (4) 目的および到達点を共有すること。
- (5) 過程および成果について透明性を確保するため、広く情報を公開すること。
- (6) 過程および成果について評価を行うこと。
- (7) 協働の取組を通して共に学び、共に変わり、共に成長していく姿勢および意識を持つこと。

## 解説

※<sup>2</sup> 自助・共助・公助の考え方では、自らが解決できる問題については自ら解決することが理想的です。この考え方を基本におき、単独では解決できない課題がある場合、または協働の取組みにより解決を目指すほうがより高い効果が望める場合には、協働を検討することが必要であると考えます。

協働の効果をより高め、相乗効果を発揮していくためには、双方が協働の原則を理解し、それを遵守していくことが必要です。パートナーとしての関係を構築するため、この7つの原則を守りながら、取組みをすすめることが重要となります。ただし、これらすべてが満たされていないと協働にならないのではなく、協働の原則の視点を常に念頭に置いて、少しでも原則に近づくように進めていくことが協働を進める上で大切です。

### (1) 対等の原則

協働においては、上下または主従の関係がありません。対等な横の関係を保ちながら、お互いをパートナーとして尊重し、取組みを進めることが大切です。

### (2) 自主・自立の原則

協働に取り組むパートナーは、お互いを尊重しながらも、互いに依存することなく、自立した関係を保つことが大切です。また、それぞれが自己決定、自己責任のもとで活動する組織であることを踏まえ、パートナーの自主性を妨げないようにすることも必要です。パートナーの特性が活かされるよう、過度な干渉や一方的なルールの押し付けがないよう注意しなければなりません。

### (3) 相互理解の原則

協働において、それぞれの主体は、パートナーがもつ理念や特性を理解することが必要です。お互いの立場や特性の違いを十分理解した上で、それぞれの果たすべき役割、責任



分担等を明確にし、より良い協働関係を構築する必要があります。

#### (4) 共有の原則

何のために協働するのか、事業の到達点はどこかということを、事前に確認して協力関係を結んでいくことが大切です。共有した目的、到達点を最後まで見失うことなく事業を実施していきましょう。

#### (5) 公開の原則

協働に取り組むときは、その内容やパートナーの関係が誰からでも分かるような透明性があること、また、協働の関係がむやみに固定化、長期化し癒着が生じないよう、緊張感のある関係を保つことが重要です。

事業の経過や結果について、ホームページなどを活用しながら広く情報公開を行いきましょう。

#### (6) 評価の原則

協働のパートナーは、事業の中間や終了した段階において相互に評価、検証を行うことで、よりよい協働の関係を築き、次へのステップにつなげることが重要になります。

ただし、評価することがお互いにとって過度の負担にならないように、協働の形態や内容に応じて評価方法などを工夫することが必要です。

#### (7) 相互変革の原則

協働は、異なる主体がそれぞれの特性を生かしながら、ともに事業に取り組むことであるので、それぞれが自己のルールや慣習にこだわりすぎると、協働の効果が発揮できなくなります。従来のやり方よりも良い進め方、考え方があれば、両者共に柔軟に対応していく必要があります。こうしたことが、それぞれの組織や仕事のやり方を改善していくきっかけとなるので、自己変革をいとわない心構えが大切です。協働の過程を通じてパートナー同士が共に学びながら、共に変わり、共に成長していきましょう。

#### ※<sup>2</sup> 自助・共助・公助

「自助」は、一人ひとりが自ら取り組むこと。「共助」は、地域や身近にいる人どうしと一緒に取り組むこと。「公助」は、行政などの公的な機関が取り組むこと。まず自助ありきで、足りないものは共助で補い、最終的な方法として公助があるという考え方。

## 第2章 各主体の役割

### 市民の役割

第4条 市民は、自らがまちづくりの主役であることを認識し、自主的なまちづくりに取り組むとともに協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとする。

### 解 説

住み良いまちの実現を図るためには、自分自身がまちづくりを行う主体であるということとを一人ひとりが自覚することが重要です。

多様化する地域の課題を解決するためには、自らが暮らす地域において、自らができることを考え、進んでまちづくりに参加するとともに、協働によるまちづくりに努める必要があります。

ここでは、市民に共通する役割を定めており、それぞれの主体の個別の役割については、後に定めます。

### まちづくり協議会の役割

第5条 まちづくり協議会は、地域住民の意見および要望を把握し、課題解決に向けて、計画的なまちづくりに取り組むものとする。

2 まちづくり協議会は、市、市民公益活動団体等と連携し、および協力するよう努めるものとする。

### 解 説

#### 《第1項》

地域には、多種多様な活動団体が存在しており、それぞれの組織は、それぞれの目標にそって活動しています。まちづくり協議会は、これらの団体を包括する地域住民組織の代表となることから、地域住民の意見を吸い上げる機能を有し、目指すべき地域の姿を見据えて地域の課題を解決していく組織である必要があります。

## 《第2項》

まちづくり協議会には、まちづくり協議会を構成する団体はもちろんのこと、それ以外の市、市民公益活動団体等と連携、協力し、協働によるまちづくりを推進する役割が期待されています。

### 基礎的コミュニティの役割

第6条 基礎的コミュニティは、地域の<sup>きずな</sup>絆を深め、身近な地域の課題を解決するよう努めるものとする。

2 基礎的コミュニティは、自らが行う活動に関し、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、参加の機会を確保するものとする。

### 解説

## 《第1項》

自助・共助・公助の考え方では、地域で解決できる問題は、まずは地域での解決を目指します。地域内の連携を密にし、顔が見える関係をつくるため、基礎的コミュニティは、日ごろより、地域活動などを通じて、住民同士の絆を深められるよう努める必要があります。

## 《第2項》

基礎的コミュニティは、地域のまちづくりを担う根幹組織であることから、閉鎖的でなく誰もが参加しやすい開かれた組織とするために、価値観の多様化や時代の変化に対応した活動や運営を行うよう努める必要があります。

### 市民公益活動団体の役割

第7条 市民公益活動団体は、自らが行う活動の社会的意義を自覚し、その専門性、柔軟性等を生かし、まちづくりに取り組むものとする。

2 市民公益活動団体は、広く情報を発信し、自らが行う活動への理解および参加が得られるよう努めるものとする。

3 市民公益活動団体は、市、まちづくり協議会等と連携し、および協力するよう努めるものとする。

《第1項》

市民公益活動団体は、自らの活動が果たす社会的意義を自覚し、専門性、柔軟性、先駆性、創造性等の特性を生かし、まちづくりに貢献することが求められています。

《第2項》

市民公益活動を活性化させるためには、まちづくりに参加して地域社会に貢献したいと願う市民に対してきっかけづくりを行うことが重要です。そのためには、市民に情報提供を分かりやすく行い、活動意欲の醸成を図る必要があります。団体のミッションに共感する市民に参加の機会を提供することも市民公益活動団体の重要な役割です。

また、市民公益活動団体の活動が認知され、社会的な評価を受けるために、自らの活動の情報を広く公開し、透明性を確保することも必要です。

《第3項》

市民公益活動団体は公共サービスの担い手となることが期待されているほか、市、まちづくり協議会等の協働のパートナーとして、その専門性や柔軟性等を活かすことが期待されています。

教育機関の役割

**第8条** 教育機関は、地域社会の発展に資するよう、その特性を生かし、まちづくりに取り組むものとする。

本市には、専門的かつ多分野に及ぶ学術的資源を有し、公共的な役割を担う教育機関が多数存在しています。これらの教育機関には、自らが保有する様々な資源を活用しながら、協働のまちづくりの推進に寄与することが求められています。

また、これらの教育機関には、多数の学生が在籍していますが、その学生達も地域社会を構成する重要な一員であることから、教育機関には、学生たちに対して地域社会に関心を持たせ、まちづくりへの積極的な参加を促す役割も期待されています。

### 中間支援組織の役割

第9条 中間支援組織は、自主的なまちづくりに関する支援を行い、および協働によるまちづくりの推進に必要な各主体間における調整を行うよう努めるものとする。

2 中間支援組織は、自らの機能を高めるため、中間支援組織相互の情報を共有し、ならびに連携し、および協力するよう努めるものとする。

### 解 説

#### 《第1項》

中間支援組織は、情報発信、マッチング、相談、人材育成機能等をもってまちづくり協議会、市民公益活動団体などの各組織が抱える課題を解決する役割を期待されています。

また、地域の課題を効果的に解決するためには、多様な主体が協働することが重要であり、中間支援組織は、第三者の立場からそれらの団体をつなげ、コーディネートする役割も期待されています。

#### 《第2項》

中間支援組織が相互に連携することは、自らが持つ中間支援機能を高め、まちづくり協議会、市民公益活動団体等の活動を活性化させることにつながります。社会的ニーズは日々変動しており、これに対応できるよう、より高度な専門的知識を備え、様々な課題についての対処能力を持った中間支援組織となるため、自らの資質を向上させていく姿勢が求められます。

### 市の役割

第10条 市は、市民が取り組む自主的なまちづくりを尊重するとともに、協働によるまちづくりを推進するものとする。

2 市は、協働によるまちづくりを推進するために必要な環境整備に努めるものとする。

3 市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等と連携し、および協力するよう努めるものとする。

4 市は、市民に対し、市の事業への参加の機会を提供するため、積極的に情報提供を行うよう努めるものとする。

《第1項》

市は、地域の課題解決に向けて、市民が自主的に行うまちづくりを尊重するとともに、協働の推進者として、率先してそれぞれの組織との協働によるまちづくりを推進するものとしています。

《第2項》

協働によるまちづくりを実現するために必要な環境整備について定めています。環境整備とは、研修の実施、ネットワークの構築、協働の拠点機能充実等が考えられます。

《第3項》

市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等と連携、協力し、協働によるまちづくりを推進する役割が期待されています。

《第4項》

市は、協働によるまちづくりを推進するため、ホームページや広報紙等の様々な伝達手段を用い、市の事業への参加の機会提供に努めるものとします。

## 第3章 まちづくり協議会

### 認 定 要 件

第11条 市長は、次の各号のいずれにも該当するものを、まちづくり協議会として認定することができる。

- (1) 地域住民で構成され、かつ、区域内で活動する個人および団体にも参加の機会を保障していること。
- (2) 区域の課題を解決することを基本とした地域住民主体の組織であること。
- (3) 透明性が確保され、かつ、民主的な運営を行う組織であること。
- (4) 市のパートナーとして協働によるまちづくりを推進する組織であること。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的としないこと。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的としないこと。
- (7) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする活動をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。

2 前項の認定は、各区域につき1団体に限り行う。

### 解 説

#### 《第1項》

まちづくり協議会に対して、地域における代表性を担保し、財政等の支援を行うため、一定の要件を設け、市が認定することとします。

- (1) まちづくり協議会は、地域の総合的な自治組織であることから、区域内の住民で構成され、かつ区域内で活動する個人や団体にも参加の機会が保障されている必要があります。
- (2) まちづくり協議会の自律性について謳っています。まちづくり協議会は、地域の将来を地域住民が考え、住民の望む暮らしやすいまちづくりを実現する組織であるため、他者からの支配や制約を受けることなく、自らが立てた行動理念、規範に従い、考え、行動する組織であることが必要です。
- (3) まちづくり協議会は、地域を代表する組織であることから、財務については、透明性が確保され、かつ、運営については、民主的な方法で行わなければなりません。透明性を担保するためには、予算、決算、事業計画等をホームページなどにより公開し、誰も



が見れる状態にすることが必要です。

- (4) まちづくり協議会は、市のパートナーとして市と連携し必要な取組みを行い、地域と市の協働によるまちづくりを推進する役割が期待されています。また、必要に応じて、公共事業の委託を請け負うことも考えられます。
- (5) (6) (7) まちづくり協議会は、地域住民の意見を集約する地域の代表組織であるため、第5号～第7号にある宗教の教義を広めたり、特定の公職を応援する行為等は、日本国憲法第19条に規定のある「思想・良心の自由」を侵す可能性があり、これを目的に活動する団体は認定することができません。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たしていることが必要です。

❖ まちづくり協議会の認定要件について（施行規則第3条）

施行規則で定めるまちづくり協議会の認定要件は、下記の通りです。

- (1) 基礎的コミュニティの代表者が、組織の運営に参画していること。
- (2) 組織および運営に関し、規約、会則等に次の事項を定めていること。

ア 構成員の資格

イ 役員の選出方法

ウ 総会の設置

エ 事業計画

オ 収支予算

カ 収支決算

## 《第2項》

まちづくり協議会は地域の代表組織であるため、区域内に一団体しか存在することができません。

## 認定の申請

**第12条** 前条第1項の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

## 解説

まちづくり協議会として認定を受けようとする団体は、市に必要な書類を添えて申請するものとします。

❖ 認定の申請について（施行規則第4条）

施行規則で定める認定の申請に必要な書類は、下記の通りです。

- (1) 規約または会則
- (2) 役員名簿
- (3) 組織構成図
- (4) 直近の事業計画書
- (5) 直近の収支予算書
- (6) 直近の収支決算書
- (7) その他市長が必要と認める書類

## 認定の取消し

**第13条** 市長は、まちづくり協議会が第11条第1項各号のいずれかを満たさなくなったときは、認定の取消しを行うことができる。

## 解説

まちづくり協議会が第11条第1項に定める認定要件を満たさなくなった場合には、認定が取り消されることになります。

### まちづくり協議会の活動の推進

第14条 市は、まちづくり協議会の活動の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、まちづくり協議会に対し、技術的援助その他の必要な支援を行い、およびその活動に要する費用に充てるための資金を交付するよう努めるものとする。

3 市は、第1項の施策を実施する場合は、まちづくり協議会の自主性および自立性を尊重するものとする。

### 解説

#### 《第1項》

市は、まちづくり協議会の活動の推進に関する施策を総合的に実施することとしています。具体的な施策については、推進計画（第24条）に定めます。

#### 《第2項》

市は、まちづくり協議会に対し、支援を行うものとしており、支援の具体的な方法としては、活動場所や情報の提供のほか、地域まちづくり計画作成にかかる援助や交付金の交付等を想定しています。

#### 《第3項》

自主性、自立性を持って活動することが本来の市民自治の姿であり、市は、支援を行う際、まちづくり協議会の自主性、自立性を尊重しなければならないものとしします。

市は、自主性のある自由な活動に対して規制や干渉をしたり、自立性を阻害するような支援などは行わないようにしなくてはなりません。

### 個人情報の提供

第15条 草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第2号の実施機関（以下「実施機関」という。）は保有個人情報（個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。）のまちづくり協議会への提供については、個人情報保護条例第10条第1項第8号中「公益上特に必要があり」とあるのは、「防災、福祉等の分野において協働によるまちづくりの推進に必要があり」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定による個人情報の提供は、規則で定めるところにより調製する名簿（以下「名簿」という。）を書面で提供することにより行うものとする。

- 3 第1項の規定により読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定により個人情報の提供を受けるまちづくり協議会は、規則で定めるところにより、市長に対し、提供を受けた情報を管理する者（以下「名簿管理者」という。）およびその名簿を閲覧する者（以下「名簿閲覧者」という。）を届け出なければならない。
- 4 名簿管理者は、個人情報の提供を受けた目的の範囲内で、名簿閲覧者に対し、その管理する名簿を閲覧させることができる。
- 5 第1項の規定により読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定により個人情報の提供を受けたまちづくり協議会は、当該提供を受けた情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 6 名簿管理者、名簿閲覧者および提供を受けた個人情報に基づき活動を行う者（以下「名簿管理者等」という。）は、提供を受けた目的以外の目的のために情報を管理し、閲覧し、または取り扱う情報を自ら利用し、または提供してはならない。
- 7 名簿管理者等は、提供を受けた個人情報により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

## 解 説

### 《第1項》

地域には、一人暮らしの高齢者、障害者等、普段の生活に不安を抱えておられる方がたくさんいらっしゃいます。こうした方々の不安を取り除き、誰もが安心して暮らすことのできる地域をつくるため、※<sup>3</sup> 草津市個人情報保護条例（平成18年4月1日施行）に基づき、まちづくり協議会に対し、目的や対象者、閲覧者等を限定して個人情報を提供できるものとしています。

個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の「保護」と「活用」のバランスを図ることが重要であると考えられることから、個人情報の保護を第一に考えながらも、個人情報の有用性に配慮し、提供するものです。

具体的な案件が挙がってきた場合には、市において提供の必要性を精査しつつ、※<sup>4</sup> 個人情報保護審議会に諮問し、可否の判断を下していきます。

### 《第2項》

個人情報の提供は、市が調整した名簿によって書面で行うこととしています（施行規則第7条）。電子データによる提供は行いません。提供する情報は、氏名、住所、年齢、性別その他市長が必要と認める情報とします。

### 《第3項》

個人情報の提供を受けるまちづくり協議会は、提供を受けた情報を管理する「名簿管理

者」と名簿を閲覧する「名簿閲覧者」を届け出なければなりません（施行規則第10条）。

#### 《第4項》

まちづくり協議会は、個人情報の用途を限定され、提供された個人情報を本来の目的以外に使うことはできません。また、名簿閲覧者による名簿の閲覧は、名簿管理者の許可のもと、行うものとします（施行規則第10条第4項）。

#### 《第5項》

個人情報の提供を受けたまちづくり協議会は、提供を受けた個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止など情報を安全に管理するために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。具体的には、施錠可能な書庫等（金庫、ロッカー等）に名簿を保管することなどが求められます（施行規則第12条）。

#### 《第6項》

名簿管理者等は、提供された個人情報を本来の目的以外に管理し、自らのために使うことはできませんし、第三者にこれを提供してもいけません。

#### 《第7項》

名簿管理者等は、知り得た個人情報を第三者に漏らしてはなりません。これは、管理者等の職を退いた後も同様です。

#### ※<sup>3</sup> 草津市個人情報保護条例

個人の権利利益の保護を図るとともに、個人情報の適正な取扱いに関する必要な事項を定めるものであり、本市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにするための条例。

#### ※<sup>4</sup> 個人情報保護審議会

個人情報の保護に関する事項を調査審議するために設置している市長の附属機関。

### 地域まちづくり計画の策定および公表

第16条 まちづくり協議会は、自分たちの住む区域を住み良いまちとするために、目指す将来像を掲げるとともに、それを実現するため解決すべき課題およびその解決方法を示した計画（以下「地域まちづくり計画」という。）を策定するものとする。

2 まちづくり協議会は、地域まちづくり計画を策定したとき、または変更したときは、これを公表するものとする。

3 地域住民は、地域まちづくり計画に基づいたまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

4 市は、地域まちづくり計画および前項に規定する取組を尊重するものとする。

### 《第1項》

地域まちづくり計画とは、自分たちの地域の強い（良い）ところ、弱い（悪い）ところを再度見つめ直し、地域の目指す将来像を定め、その将来像の実現のために解決しなければならない課題や、その課題の解決に向けた取組みを示したものです。

まちづくり協議会は、目指すべき方向性を地域で共有し、計画的な運営を行うため、地域まちづくり計画を作成することが必要です。

### 《第2項》

まちづくり協議会は、地域まちづくり計画を策定した場合、地域の将来像を地域住民全体で共有するため、これを広く公表するものとします。これは、計画を変更したときも同様です。公表の方法としては、ホームページの活用などが考えられます。

### 《第3項》

地域まちづくり計画に定めたまちづくりを実現するためには、地域住民全員が同じ方向を向いてまちづくりを進めなければなりません。このことから地域住民は、自らが住むまちの地域まちづくり計画に沿ったまちづくりに取り組むよう努めなければなりません。

### 《第4項》

市がまちづくりを行う場合は、地域まちづくり計画に記された地域住民が望むまちの姿を実現するため、可能な範囲においてこの計画を尊重し、施策や事業の実施にあたるものとします。

## 第4章 基礎的コミュニティ

### 基礎的コミュニティへの参加促進

第17条 地域住民は、基礎的コミュニティの活動への理解を深め、その活動に積極的に参加し、または協力するよう努めるものとする。

2 地域住民は、自らが基礎的コミュニティの担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。

### 解説

#### 《第1項》

地域住民一人ひとりが基礎的コミュニティの活動の果たす意義や役割を理解し、その活動に参加することで、まちづくりの大きな原動力となることが期待されています。一人ひとりが基礎的コミュニティの担い手として活動を支え、積極的に活動への参加や協力に努めていくこととしています。

#### 《第2項》

地域住民は、自らが基礎的コミュニティを動かす原動力であることを認識し、その活動が継続的かつ安定して行われるように、基礎的コミュニティを大切に守り育てていくよう努めることとしています。

### 基礎的コミュニティの活性化

第18条 市は、基礎的コミュニティを活性化するため技術的援助その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、前項の支援を行う場合は、基礎的コミュニティの自主性および自立性を尊重するものとする。

### 解説

#### 《第1項》

市は、基礎的コミュニティの活性化を図るために、基礎的コミュニティに対し、側面的な支援を行うこととしています。

## 《第2項》

自主性、自立性を持って活動することが本来の市民自治の姿であり、市は、支援を行う際、基礎的コミュニティの自主性、自立性を尊重しなければならないものとします。

市は、自主性のある自由な活動に対して規制や干渉をしたり、自立性を阻害するような支援などを行わないようにしなくてはなりません。



## 第5章 市民公益活動団体

### 市民公益活動の推進

**第19条** 市民は、市民公益活動が推進されるよう、市民公益活動団体の果たす社会的役割および意義を理解するよう努めるものとする。

### 解説

少子高齢化の進展や価値観の多様化等の社会的背景を受けて、市だけで複雑化する市民ニーズや地域課題に対応することが難しくなっています。そこで、専門性や柔軟性等の特性を持ち、市の持つ公平性や、企業の持つ利潤追求という価値観にとらわれない取り組みが可能な市民公益活動団体の役割が重要になってきています。

市民一人ひとりが市民公益活動の果たす社会的な意義や役割を理解し、その活動を応援することが市民公益活動を推進する大きな原動力となります。

### 市民公益活動団体の活性化

**第20条** 市は、市民公益活動団体の活性化に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施する場合は、市民公益活動団体の自主性および自立性を尊重するものとする。

### 解説

#### 《第1項》

市は、市民公益活動団体の活動の推進に関する施策を総合的に実施することとしています。具体的な施策については、推進計画（第24条）に定めます。

#### 《第2項》

自主性、自立性を持って活動することが本来の市民自治の姿であり、市は、支援を行う際、市民公益活動団体の自主性、自立性を尊重しなければならないものとします。市は、自主性のある自由な活動に対して規制や干渉をしたり、自立性を阻害するような支援などは行わないようにしなくてはなりません。

## 第6章 教育機関

---

### 教育機関との連携

第21条 教育機関は、その教育または研究の成果が協働によるまちづくりの推進に生かされるよう市民および市との連携に努めるものとする。

2 市民および市は、教育機関との連携に努めるものとする。

### 解 説

#### 《第1項》

草津市では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学などの教育機関が活動を行っています。教育機関は、保有する資源を生かし、地域社会の一員として協働のまちづくりを推進する役割が求められています。

#### 《第2項》

市民および市は、教育機関との連携に努めるものとします。市内では、現在も地域協働学校などの事業を通し、教育機関と連携したまちづくりが進められていますが、今後は、一層の連携が図られることを期待されています。

## 第7章 中間支援組織

### 中間支援組織の指定

第22条 市長は、市民と市との協働によるまちづくりを円滑に進めるため、市民と市  
の間に立って支援する中間支援組織を別に定めるところにより指定することができる。

2 前項の規定により指定された中間支援組織は、市の協働によるまちづくりの推進に  
積極的に協力するものとする。

3 市は、第1項の規定により指定された中間支援組織を積極的に活用するものとする。

### 解 説

#### 《第1項》

中間支援組織が持つ機能を積極的に活用するため、市は、市民と市の間に立って支援する中間支援組織を指定するものとします。

❖ 中間支援組織の指定要件について（施行規則第13条）

施行規則に定める中間支援組織の指定要件は、下記の通りです。

- (1) 市民公益活動団体等の交流促進機能を持つこと。
- (2) まちづくりに関する情報の収集および発信機能を持つこと。
- (3) まちづくりに関する相談およびコンサルティング機能を持つこと。
- (4) まちづくりに関する人材育成および研修機能を持つこと。
- (5) まちづくりに関する活動支援および資金助成機能を持つこと。

#### 《第2項》

第1項の規定により指定された中間支援組織は、市が進める協働によるまちづくりに積極的に協力するものとします。

#### 《第3項》

市は、第1項の規定により指定された中間支援組織を積極的に活用するものとしています。協働事業のコーディネートやまちづくりに関する各種資源の活用など必要に応じ中間支援組織と連携、協力し協働によるまちづくりを進めます。

## 第8章 市の取組

### 協働事業の推進

第23条 市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等との協働事業を積極的に推進するものとする。

2 市は、協働事業を積極的に推進するため、必要に応じ財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 解 説

#### 《第1項》

市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等との協働により事業を実施した方が効果的に事業を実施できると評価した事業については、積極的に事業の協働化を推進するものとしています。

#### 《第2項》

市は、協働事業を行う際、自らの役割として必要に応じ財政的措置を行うよう努めなければならないものとします。

### 推進計画の策定

第24条 市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等との協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、推進計画を定めるものとする。

### 解 説

市は、本条例の実効性を担保する仕組みの一つとして、まちづくり協議会、市民公益活動団体等との協働を推進するための計画を定めることとしています。

本条例に協働を推進するための具体的な施策、事業を位置づけるのではなく、期間を定めた中期的な計画を策定し、この中で各施策を位置づけ定期的に見直すことで、まちづくりの動向を見極めながら、そのときの時勢にあった施策を打ち出すことが可能になります。

### 推進体制の整備

**第25条** 市は、組織内の連携を図り、組織全体で協働によるまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

#### 解 説

市は、協働によるまちづくりを推進するため、市の組織において縦割りでなく横断的な連携がとれるよう、体制の整備を図るものとします。具体的には、協働によるまちづくりの推進に関する部局間の連携、総合調整に関することなどについて所掌する「※<sup>5</sup>草津市協働のまちづくり推進本部会議」により推進するものとします。

※<sup>5</sup>草津市協働のまちづくり推進本部会議

草津市における協働によるまちづくりを総合的に推進するため、市長を本部長とし設置される市の内部会議。

### 人材育成

**第26条** 市は、市職員に対し、協働によるまちづくりに関する研修を実施し、その必要性を認識させるように努め、市民との信頼関係の構築を図るよう努めるものとする。

2 市は、市職員が地域社会の課題を把握し、自らの資質向上を図るため、積極的にまちづくりに取り組むよう促すとともに、そのために必要な環境整備に努めるものとする。

#### 解 説

##### 《第1項》

協働によるまちづくりにおいて、市が果たすべき役割は大きく、市による市職員の育成についてここで規定しています。市民との協働によるまちづくりを進めていくためには、市職員が率先して協働の重要性について認識を深めていく必要があります。

##### 《第2項》

市は、協働によるまちづくりをすすめるため、市職員に地域社会の一員としてまちづくりに積極的に参加するよう促すとともに、職員が地域のまちづくりに参加しやすいよう情報を積極的に提供するなど、環境整備に努めるものとします。

## 第9章 草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会

### 委員会への諮問

第27条 市長は、必要に応じ、次に掲げる事項について草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くことができる。

- (1) 推進計画の策定および評価
- (2) 協働によるまちづくりに係る施策の推進および評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協働によるまちづくりの推進に関する事項

2 委員会は、協働によるまちづくりの推進に係る事項について、市長に意見を述べる  
ことができる。

### 解 説

#### 《第1項》

この条例の協働によるまちづくりの推進を実効性あるものにし、時代の流れに対応させるため、市長の附属機関として「草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会」を設置することを定めています。

委員会では、下記に定める事項を取り扱うものとしています。

- (1) 推進計画の策定および評価
- (2) 協働によるまちづくりに係る施策の推進および評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協働によるまちづくりの推進に関する事項

#### 《第2項》

委員会は、協働によるまちづくりの推進に必要な事項について、委員会から市長に対して意見を述べるができるものとしています。

## 第 10 章 雑則

---

### 委 任

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 解 説

本項では、この条例の実施の細目等について規則で定める旨を明記しています。

## 付録

|                     |          |
|---------------------|----------|
| ■ 条例の検討経過           | P. 30    |
| ■ 委員名簿              | P. 31    |
| ■ 草津市協働のまちづくり条例     | P. 32～39 |
| ■ 草津市協働のまちづくり条例施行規則 | P. 40～49 |



## 条例の検討経過

### ■検討委員会開催日程：

| 名称    | 日程    | 場所         | 内容                  |
|-------|-------|------------|---------------------|
| 平成２４年 |       |            |                     |
| 第１回   | ６／２９  | 市役所行政委員会室  | 委員長・副委員長の選任、話題提供    |
| 第２回   | ８／８   | 市役所２階特大会議室 | 条例のフレーム（案）について      |
| 第３回   | １０／５  | 市役所８階大会議室  | 項目毎の審議（総則的事項について）   |
| 第４回   | １１／１６ | 市役所８階大会議室  | 項目毎の協議（基本的事項）       |
| 平成２５年 |       |            |                     |
| 第５回   | １／２４  | 市役所２階特大会議室 | 項目毎の協議（基本的事項）、前文の協議 |
| 第６回   | ２／２２  | 市役所８階大会議室  | 全項目の見直し             |
| 第７回   | ４／２３  | 市役所８階大会議室  | 提言書について             |
| 第８回   | ６／１０  | 市役所８階大会議室  | 提言書について             |
| 第９回   | ７／９   | 市役所８階大会議室  | 検討委員会のまとめ           |

### ■パブリックコメント実施日程：

平成２５年１０月１５日（火）から平成２５年１１月１４日（木）まで

## 委員名簿

(敬称略)

| NO. | 属性           | 委員名         | 所属                |
|-----|--------------|-------------|-------------------|
| 1   | 学識経験         | 中川 幾郎（委員長）  | 帝塚山大学法学部教授        |
| 2   |              | 直田 春夫（副委員長） | NPO 政策研究所 理事長     |
| 3   | 地縁団体         | 田中 千秋       | まちづくり協議会代表者会 副会長  |
| 4   |              | 松村 幸子       | 草津市自治連合会 監事       |
| 5   | 市民公益<br>活動団体 | 宮下 千代美      | まちづくりセンター運営協議会 代表 |
| 6   |              | 廣瀬 香織       | ピースマムサークル 代表      |
| 7   | 福祉団体         | 清水 和廣       | （社福）草津市社会福祉協議会 会長 |
| 8   | 経済団体         | 宇野 彰一       | 草津商工会議所 議員        |
| 9   | 公募市民         | 田中 修三       | 公募委員              |
| 10  |              | 澤 久美        | 公募委員              |

## 草津市協働のまちづくり条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 各主体の役割（第4条―第10条）

第3章 まちづくり協議会（第11条―第16条）

第4章 基礎的コミュニティ（第17条・第18条）

第5章 市民公益活動団体（第19条・第20条）

第6章 教育機関（第21条）

第7章 中間支援組織（第22条）

第8章 市の取組（第23条―第26条）

第9章 草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会（第27条）

第10章 雑則（第28条）

#### 付則

草津市自治体基本条例では、わたしたちがまちづくりの主体として自らが必要と考えるまちづくりに協働して取り組むこととしています。多様化していく地域課題を解決し、住み良いまちを築いていくためには、これまで以上に、それぞれの責任を自覚するとともに、役割を分担しながら協働してまちづくりを行わなければなりません。

住み良いまちは、地域や世代を超え、わたしたちそれぞれが互いに力を合わせ、未来へとつなげるための努力により実現できるものであり、ここに協働によるまちづくりを進めることへの決意を込め、草津市協働のまちづくり条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、協働によるまちづくりの基本原則および基本的事項を定めるとともに、市民および市の役割を明らかにし、それぞれが自主的なまちづくりに取り組み、協働によるまちづくりを推進することで住み良いまちの実現を図ることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 共通の目的を実現するために、市民と市民が、または市民と市が責任および役割を分担し、相互の信頼および理解のもと、互いの特性および能力を持ち寄って連携し、および協力することで、単独で取り組むよりも大きな成果が期待される取組をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。

- (3) まちづくり協議会 基礎的コミュニティ等を中心とし、概ね小学校区（以下「区域」という。）を範囲として設置される区域を代表する総合的な自治組織であって、第11条第1項で認定されたものをいう。
- (4) 基礎的コミュニティ 町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された自治組織をいう。
- (5) 市民公益活動団体 不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に活動を行う営利を目的としない団体をいう。
- (6) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学その他の学校および同法第124条に規定する専修学校をいう。
- (7) 中間支援組織 まちづくりを活性化させるために必要な支援を行うとともに、市民と市民または市民と市の間に立って協働によるまちづくりを推進する組織をいう。

（基本原則）

第3条 協働によるまちづくりは、自助・共助・公助の考え方を踏まえ、次に掲げる事項を原則として推進するものとする。

- (1) 互いを対等なパートナー（協働の相手方をいう。以下同じ。）として尊重すること。
- (2) 自主性を尊重し、および自立した関係を保つこと。
- (3) それぞれが持つ理念および特性を理解し合うこと。
- (4) 目的および到達点を共有すること。
- (5) 過程および成果について透明性を確保するため、広く情報を公開すること。
- (6) 過程および成果について評価を行うこと。
- (7) 協働の取組を通して共に学び、共に変わり、共に成長していく姿勢および意識を持つこと。

## 第2章 各主体の役割

（市民の役割）

第4条 市民は、自らがまちづくりの主役であることを認識し、自主的なまちづくりに取り組むとともに協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとする。

（まちづくり協議会の役割）

第5条 まちづくり協議会は、地域住民の意見および要望を把握し、課題解決に向けて、計画的なまちづくりに取り組むものとする。

2 まちづくり協議会は、市、市民公益活動団体等と連携し、および協力するよう努めるものとする。

（基礎的コミュニティの役割）

第6条 基礎的コミュニティは、地域の<sup>きずな</sup>絆を深め、身近な地域の課題を解決するよう

努めるものとする。

- 2 基礎的コミュニティは、自らが行う活動に関し、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、参加の機会を確保するものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第7条 市民公益活動団体は、自らが行う活動の社会的意義を自覚し、その専門性、柔軟性等を生かし、まちづくりに取り組むものとする。

- 2 市民公益活動団体は、広く情報を発信し、自らが行う活動への理解および参加が得られるよう努めるものとする。
- 3 市民公益活動団体は、市、まちづくり協議会等と連携し、および協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第8条 教育機関は、地域社会の発展に資するよう、その特性を生かし、まちづくりに取り組むものとする。

(中間支援組織の役割)

第9条 中間支援組織は、自主的なまちづくりに関する支援を行い、および協働によるまちづくりの推進に必要な各主体間における調整を行うよう努めるものとする。

- 2 中間支援組織は、自らの機能を高めるため、中間支援組織相互の情報を共有し、ならびに連携し、および協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第10条 市は、市民が取り組む自主的なまちづくりを尊重するとともに、協働によるまちづくりを推進するものとする。

- 2 市は、協働によるまちづくりを推進するために必要な環境整備に努めるものとする。
- 3 市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等と連携し、および協力するよう努めるものとする。
- 4 市は、市民に対し、市の事業への参加の機会を提供するため、積極的に情報提供を行うよう努めるものとする。

### 第3章 まちづくり協議会

(認定要件)

第11条 市長は、次の各号のいずれにも該当するものを、まちづくり協議会として認定することができる。

- (1) 地域住民で構成され、かつ、区域内で活動する個人および団体にも参加の機会を保障していること。
- (2) 区域の課題を解決することを基本とした地域住民主体の組織であること。
- (3) 透明性が確保され、かつ、民主的な運営を行う組織であること。
- (4) 市のパートナーとして協働によるまちづくりを推進する組織であること。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的と

しないこと。

(6) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的としないこと。

(7) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする活動をしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。

2 前項の認定は、各区域につき1団体に限り行う。

(認定の申請)

第12条 前条第1項の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(認定の取消し)

第13条 市長は、まちづくり協議会が第11条第1項各号のいずれかを満たさなくなったときは、認定の取消しを行うことができる。

(まちづくり協議会の活動の推進)

第14条 市は、まちづくり協議会の活動の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、まちづくり協議会に対し、技術的援助その他の必要な支援を行い、およびその活動に要する費用に充てるための資金を交付するよう努めるものとする。

3 市は、第1項の施策を実施する場合は、まちづくり協議会の自主性および自立性を尊重するものとする。

(個人情報の提供)

第15条 草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第2号の実施機関（以下「実施機関」という。）は保有個人情報（個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。）のまちづくり協議会への提供については、個人情報保護条例第10条第1項第8号中「公益上特に必要があり」とあるのは、「防災、福祉等の分野において協働によるまちづくりの推進に必要があり」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定による個人情報の提供は、規則で定めるところにより調製する名簿（以下「名簿」という。）を書面で提供することにより行うものとする。

3 第1項の規定により読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定により個人情報の提供を受けるまちづくり協議会は、規則で定めるところにより、市長に対し、提供を受けた情報を管理する者（以下「名簿管理者」という。）およびその名簿を閲覧する者（以下「名簿閲覧者」という。）を届け出なければならない。

4 名簿管理者は、個人情報の提供を受けた目的の範囲内で、名簿閲覧者に対し、その

管理する名簿を閲覧させることができる。

5 第1項の規定により読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定により個人情報の提供を受けたまちづくり協議会は、当該提供を受けた情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

6 名簿管理者、名簿閲覧者および提供を受けた個人情報に基づき活動を行う者(以下「名簿管理者等」という。)は、提供を受けた目的以外の目的のために情報を管理し、閲覧し、または取り扱う情報を自ら利用し、または提供してはならない。

7 名簿管理者等は、提供を受けた個人情報により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(地域まちづくり計画の策定および公表)

第16条 まちづくり協議会は、自分たちの住む区域を住み良いまちとするために、目指す将来像を掲げるとともに、それを実現するため解決すべき課題およびその解決方法を示した計画(以下「地域まちづくり計画」という。)を策定するものとする。

2 まちづくり協議会は、地域まちづくり計画を策定したとき、または変更したときは、これを公表するものとする。

3 地域住民は、地域まちづくり計画に基づいたまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

4 市は、地域まちづくり計画および前項に規定する取組を尊重するものとする。

#### 第4章 基礎的コミュニティ

(基礎的コミュニティへの参加促進)

第17条 地域住民は、基礎的コミュニティの活動への理解を深め、その活動に積極的に参加し、または協力するよう努めるものとする。

2 地域住民は、自らが基礎的コミュニティの担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。

(基礎的コミュニティの活性化)

第18条 市は、基礎的コミュニティを活性化するため技術的援助その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、前項の支援を行う場合は、基礎的コミュニティの自主性および自立性を尊重するものとする。

#### 第5章 市民公益活動団体

(市民公益活動の推進)

第19条 市民は、市民公益活動が推進されるよう、市民公益活動団体の果たす社会的役割および意義を理解するよう努めるものとする。

(市民公益活動団体の活性化)

第20条 市は、市民公益活動団体の活性化に関する施策を総合的に実施するものとする。

る。

- 2 市は、前項の施策を実施する場合は、市民公益活動団体の自主性および自立性を尊重するものとする。

## 第6章 教育機関

### (教育機関との連携)

第21条 教育機関は、その教育または研究の成果が協働によるまちづくりの推進に生かされるよう市民および市との連携に努めるものとする。

- 2 市民および市は、教育機関との連携に努めるものとする。

## 第7章 中間支援組織

### (中間支援組織の指定)

第22条 市長は、市民と市との協働によるまちづくりを円滑に進めるため、市民と市との間に立って支援する中間支援組織を別に定めるところにより指定することができる。

- 2 前項の規定により指定された中間支援組織は、市の協働によるまちづくりの推進に積極的に協力するものとする。

- 3 市は、第1項の規定により指定された中間支援組織を積極的に活用するものとする。

## 第8章 市の取組

### (協働事業の推進)

第23条 市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等との協働事業を積極的に推進するものとする。

- 2 市は、協働事業を積極的に推進するため、必要に応じ財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (推進計画の策定)

第24条 市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等との協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、推進計画を定めるものとする。

### (推進体制の整備)

第25条 市は、組織内の連携を図り、組織全体で協働によるまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

### (人材育成)

第26条 市は、市職員に対し、協働によるまちづくりに関する研修を実施し、その必要性を認識させるように努め、市民との信頼関係の構築を図るよう努めるものとする。

- 2 市は、市職員が地域社会の課題を把握し、自らの資質向上を図るため、積極的にまちづくりに取り組むよう促すとともに、そのために必要な環境整備に努めるものとする。

## 第9章 草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会

### (委員会への諮問)



第27条 市長は、必要に応じ、次に掲げる事項について草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くことができる。

- (1) 推進計画の策定および評価
- (2) 協働によるまちづくりに係る施策の推進および評価に関する事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協働によるまちづくりの推進に関する事項

2 委員会は、協働によるまちづくりの推進に係る事項について、市長に意見を述べる  
ことができる。

#### 第10章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第27条ならびに次項および付則第3項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(草津市市民参加条例の一部改正)

2 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

(委員会)

第12条 市長は、必要に応じ、次に掲げる事項について草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くことができる。

- (1) 市民参加の進捗および達成の状況の評価に関する事項
- (2) 市民参加の手法に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項

2 委員会は、市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べる  
ことができる。

第13条中「推進評価委員会」を「委員会」に改める。

(草津市附属機関設置条例の一部改正)

3 草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

|                    |                                                            |
|--------------------|------------------------------------------------------------|
| 草津市協働のまちづくり条例検討委員会 | 協働のまちづくりを推進するための基本理念、協働のルール等を示す草津市協働のまちづくり条例案に規定すべき事項についての |
|--------------------|------------------------------------------------------------|

|  |            |
|--|------------|
|  | 調査審議に関する事務 |
|--|------------|

」を

「

|                         |                                             |
|-------------------------|---------------------------------------------|
| 草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会 | 協働によるまちづくりおよび市民参加の推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務 |
|-------------------------|---------------------------------------------|

」に改める。

## 草津市協働のまちづくり条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、草津市協働のまちづくり条例（平成26年草津市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で定めるところによる。

### (まちづくり協議会の認定要件)

第3条 条例第11条第1項第8号の規則で定める要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 基礎的コミュニティの代表者が、組織の運営に参画していること。
- (2) 組織および運営に関し、規約、会則等に次の事項を定めていること。

ア 構成員の資格

イ 役員の選出方法

ウ 総会の設置

エ 事業計画

オ 収支予算

カ 収支決算

### (認定の申請)

第4条 条例第12条の規定による申請は、まちづくり協議会認定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 規約または会則
- (2) 役員名簿
- (3) 組織構成図
- (4) 直近の事業計画書
- (5) 直近の収支予算書
- (6) 直近の収支決算書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、認定の可否について、まちづくり協議会認定可否通知書（別記様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定によりまちづくり協議会を認定したときは、その旨を告示するものとする。

### (書類の提出)

第5条 まちづくり協議会は、毎年度、市長に対し、第4条第1項各号に掲げる書類を提出するものとする。ただし、年度内に変更があったときは、その都度提出するものとする。

### (解散の届出)

第6条 まちづくり協議会が解散するときは、あらかじめまちづくり協議会解散届出書（別記様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（個人情報の提供）

第7条 条例第15条第2項の名簿は、対象者名簿（別記様式第4号）によるものとする。

（まちづくり協議会に提供する情報の範囲）

第8条 まちづくり協議会に対して提供する情報は、当該まちづくり協議会の区域内に居住する者の個人情報に限るものとする。

（名簿の返却）

第9条 まちづくり協議会は、名簿の提供を受けた目的を達成したときは、速やかに名簿を返却しなければならない。

（名簿管理者および名簿閲覧者の届出）

第10条 条例第15条第3項の規定による届出は、名簿管理者および名簿閲覧者届出書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 名簿管理者の人数は、1人とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

3 名簿閲覧者の人数は、まちづくり協議会の活動状況により、市長が必要と認める人数とする。

4 名簿管理者および名簿閲覧者は、当該まちづくり協議会の構成員でなければならない。

5 名簿閲覧者による名簿の閲覧は、名簿管理者の許可のもと行わなければならない。

（名簿閲覧者および名簿管理者の変更届）

第11条 まちづくり協議会は、名簿管理者または名簿閲覧者を変更するやむを得ない理由が生じたときは、名簿管理者および名簿閲覧者変更届（別記様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（名簿の管理の方法）

第12条 名簿管理者は、提供を受けた名簿を施錠可能な書庫等で保管しなければならない。

（中間支援組織の指定要件）

第13条 条例第22条第1項に規定する指定は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 市民公益活動団体等の交流促進機能を持つこと。
- (2) まちづくりに関する情報の収集および発信機能を持つこと。
- (3) まちづくりに関する相談およびコンサルティング機能を持つこと。
- (4) まちづくりに関する人材育成および研修機能を持つこと。
- (5) まちづくりに関する活動支援および資金助成機能を持つこと。

- 2 市長は、前項の規定により中間支援組織を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次項および第3項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(草津市市民参加条例施行規則の一部改正)

- 2 草津市市民参加条例施行規則(平成25年草津市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第27条から第31条を削り、第32条を第27条とする。

(草津市附属機関運営規則の一部改正)

- 3 草津市附属機関運営規則(平成25年草津市規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

|                    |                                                                                                                                            |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 草津市協働のまちづくり条例検討委員会 | (1) 学識経験を有する者<br>(2) 地縁団体から選出された者<br>(3) 市民公益活動団体を代表する者<br>(4) 草津市市民参加条例(平成24年草津市条例第21号)第8条の公募により選考する市民(以下「公募市民」という。)<br>(5) その他市長が必要と認める者 |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

」を

「

|                         |                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会 | (1) 学識経験を有する者<br>(2) 地縁団体から選出された者<br>(3) 市民公益活動団体から選出された者<br>(4) 草津市協働のまちづくり条例(平成25年草津市条例第 号)第2条第1項第6号の教育機関の関係者<br>(5) 草津市市民参加条例(平成24年草津市条例第21号)第8条の公募により選考する市民(以下「公募市民」という。)<br>(6) その他市長が必要と認める者 |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

」に改める。



別記様式第1号(第4条第1項関係)

年 月 日

草津市長

団体の名称  
団体所在地  
代表者氏名 ㊟

まちづくり協議会認定申請書

草津市協働のまちづくり条例施行規則第4条第1項の規定により、まちづくり協議会の認定を次のとおり申請します。

|        |  |
|--------|--|
| 協議会の名称 |  |
| 代表者の氏名 |  |
| 団体所在地  |  |
| 備考     |  |

(添付資料)

- (1) 規約または会則
- (2) 役員名簿
- (3) 組織構成図
- (4) 直近の事業計画書
- (5) 直近の収支予算書
- (6) 直近の収支決算書

様式第2号(第4条第2項関係)

第 号  
年 月 日

様

草津市長 印

まちづくり協議会認定可否通知書

年 月 日付けの認定の申請について次のとおり決定しましたので、草津市協働のまちづくり条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

|      |  |
|------|--|
| 決定内容 |  |
| 備 考  |  |



様式第3号(第6条関係)

年 月 日

草津市長

協議会の名称

団体所在地

代表者氏名

印

まちづくり協議会解散届出書

まちづくり協議会を解散しましたので、草津市協働のまちづくり条例施行規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

|         |  |
|---------|--|
| 協議会の名称  |  |
| 解散年月日   |  |
| 解 散 理 由 |  |
| 備考      |  |

様式第4号（第7条関係）

対 象 者 名 簿

| NO. | 氏名 | 住所 | 生年月日 | 性別 |
|-----|----|----|------|----|
|     |    |    |      |    |
|     |    |    |      |    |
|     |    |    |      |    |
|     |    |    |      |    |
|     |    |    |      |    |
|     |    |    |      |    |
|     |    |    |      |    |
|     |    |    |      |    |
|     |    |    |      |    |
|     |    |    |      |    |
|     |    |    |      |    |
|     |    |    |      |    |
|     |    |    |      |    |

様式第5号(第10条第1項関係)

年 月 日

草津市長

協議会の名称  
団体所在地  
代表者氏名 印

名簿管理者および名簿閲覧者届出書

草津市協働のまちづくり条例施行規則第10条の規定により、下記のとおり、名簿管理者および名簿閲覧者を届け出ます。

1. 名簿管理者

| 氏名 | 住所 | 連絡先 |
|----|----|-----|
|    |    |     |

2. 名簿閲覧者

| 氏名 | 住所 | 連絡先 |
|----|----|-----|
|    |    |     |
|    |    |     |
|    |    |     |
|    |    |     |
|    |    |     |
|    |    |     |
|    |    |     |

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

草津市長

協議会の名称

事務所の住所

団体所在地

㊞

名簿管理者および名簿閲覧者変更届

草津市協働のまちづくり条例施行規則第11条の規定により、下記のとおり、名簿管理者および名簿閲覧者の変更を届け出ます。

1. 名簿管理者

|     | 氏名 | 住所 | 連絡先 |
|-----|----|----|-----|
| 変更前 |    |    |     |
| 変更後 |    |    |     |

2. 名簿閲覧者

|     | 氏名 | 住所 | 連絡先 |
|-----|----|----|-----|
| 変更前 |    |    |     |
| 変更後 |    |    |     |



草津市

Kusatsu City